平成２４年（フ）第１７５号
群馬県太田市上小林町1465番地１　特別養護老人ホームにらがわの里、住民票上の住所群馬県太田市寺井町613番地４
破産者　野口二三子（旧姓森江）
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２０７８号
横浜市港南区上永谷１丁目22番14―410号
破産者　相良　悦久
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４号
新潟県長岡市川崎５丁目3891番地
破産者　市村　榮作
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
新潟県長岡市川崎５丁目3891番地
破産者　市村　町子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
新潟県上越市大字松村新田13番地６
破産者　保坂　和也
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１６号
石川県鳳珠郡穴水町字志ケ浦２の35番地３
破産者　苗代　勇雄
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１１８号
山梨県中央市臼井阿原994番地　加賀美住宅７号
破産者　**鷲**海　二郎
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
山梨県甲州市塩山竹森2731番地２
破産者　沢登　力也
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
山梨県甲州市塩山竹森2731番地２
破産者　沢登　淳子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
長野県松本市梓川梓44番地16
破産者　新井　孝昌
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５６号
長野県飯田市育良町３丁目20番地10
破産者　塩澤　正文
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２０号
岐阜県高山市岡本町１丁目337番地２　畑アパートⅠ　106号、申立前の住所岐阜県高山市花岡町２丁目36番地
破産者　料理旅館花岡こと　瀬之上清美
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
静岡市葵区上土２丁目８番１―409号、旧住所静岡市葵区川合３丁目30番10号
破産者　栗田　舜一
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１４号
高知県幡多郡黒潮町佐賀806番地５、旧住所静岡県藤枝市横内2165番地
破産者　山崎　桃世
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６０号
愛知県豊田市桝塚東町東郷55番地３
破産者　野村　永太（旧姓朴）
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
滋賀県長浜市細江町340番地
破産者　寺田こと　落合　広樹
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
岡山県真庭市蒜山東茅部196番地
破産者　宮本小百合
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７６９号
広島市西区己斐上５丁目８番16号
破産者　立畠　健治
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９６号
広島県安芸郡熊野町平谷４丁目４番19号
破産者　柳本ひろみ
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
愛媛県四国中央市土居町上野946番地２
破産者　好井美智子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部